

# 有機農業をめぐる我が国の現状について

令和元年 7月26日

農林水産政策研究所公開セミナー

「EUの有機食品市場の動向と有機農業振興のための戦略」

農林水産省

生産局農業環境対策課

# 1-1. 有機農業の位置づけ①食料・農業農村基本法との関係/有機農産物とは

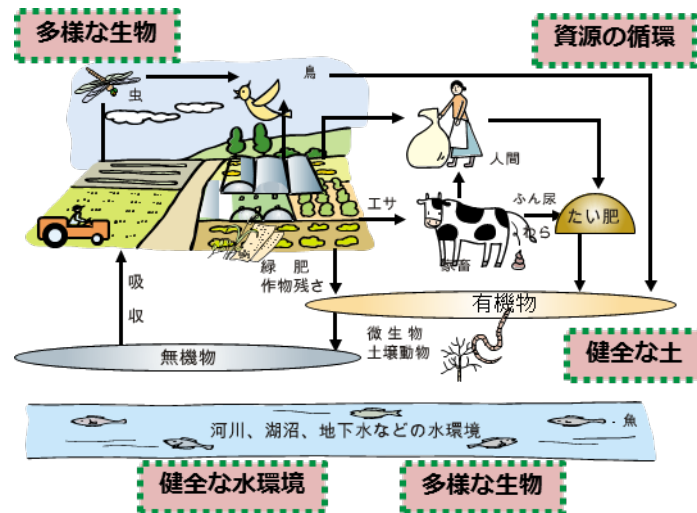
- 有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムであるとされ、国際的な委員会（コーデックス委員会※注1）が作成した「ガイドライン※注2」に、その「生産の原則」が規定されている。
- 我が国では、平成18年度に策定された「有機農業推進法※注3」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されている。

## <食料・農業・農村基本法との関係>

✓ 食料・農業・農村基本法の以下の記述が、有機農業と関係しています。

（第4条）農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、農業の自然循環機能（注4）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（第32条）国は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずる。



## <有機農産物とは>

有機農産物とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・ は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことを指します。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、農産物に「有機〇〇」等と表示することができます（逆に、認証を受けていない農産物に「有機〇〇」等の表示を行うことはできません。）。



※注1：コーデックス委員会とは、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。  
※注2：有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL32-1999）  
※注3：有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）  
※注4：農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつこれを促進する機能のこと。

# 1-2. 有機農業の位置づけ②有機農業の推進に関する法律・制度

- 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に成立。
- 同法第6条に基づき、農林水産省では新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」（基本方針）を平成26年4月に公表。

## 第一条 目的

この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。**

## 第二条 定義

この法律において、**「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業**をいう。

## 第四条 国及び地方公共団体の責務（概要）

**国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。**

（以下略）

## 有機農業の推進に関する基本的な方針

現行の基本方針は、平成26（2014）年度からおおむね5年間を対象として、有機農業の推進に関する基本的な考え方、目標、推進施策等を記載。

## 有機農業の普及及び推進の目標(おおむね30年度)

- ① 我が国の耕地面積に占める  
**有機農業の取組面積の割合を倍増（1%）**
- ② 有機農業の**技術体系の確立**
- ③ 有機農業の**普及指導体制の整備**（全都道府県）
- ④ 有機農業に対する**消費者の理解の増進**  
（有機農業を知る消費者の割合が50%以上）
- ⑤ 有機農業に関する**推進体制の整備**  
（全都道府県と50%以上の市町村）

国（基本方針）



都道府県（推進計画）

**（第七条）** 都道府県は基本方針に即し、推進計画を定めるよう努める。

# 1-3. 有機農業の位置づけ③SDGsとの関係

○平成30年12月21日に閣議決定されたSDGsアクションプラン2019において、有機農業は以下の優先課題に位置づけられている。

## SDGsアクションプラン2019における有機農業の位置づけ

有機農業はSDGs実施指針の8つの優先課題のうち、2つの優先課題に位置づけられている。

**優先課題③【主な取組】：**  
**成長市場の創出，地域活性化，科学技術イノベーション**

農業の成長産業化

**有機農産物安定供給体制の構築**

**優先課題⑥【主な取組】：**  
**生物多様性，森林，海洋等の環境の保全**

気候変動・生物多様性に配慮した  
持続可能な農林水産業の推進

**有機農業・環境保全型農業の拡大**

## IFOAM（国際有機農業運動連盟）による有機農業とSDGsの関係

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	有機食品の購入が持続可能な食料生産への貢献につながる
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	適切な土壌管理が気候変動の抑制につながる
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	生態系の維持・生物多様性に貢献できる

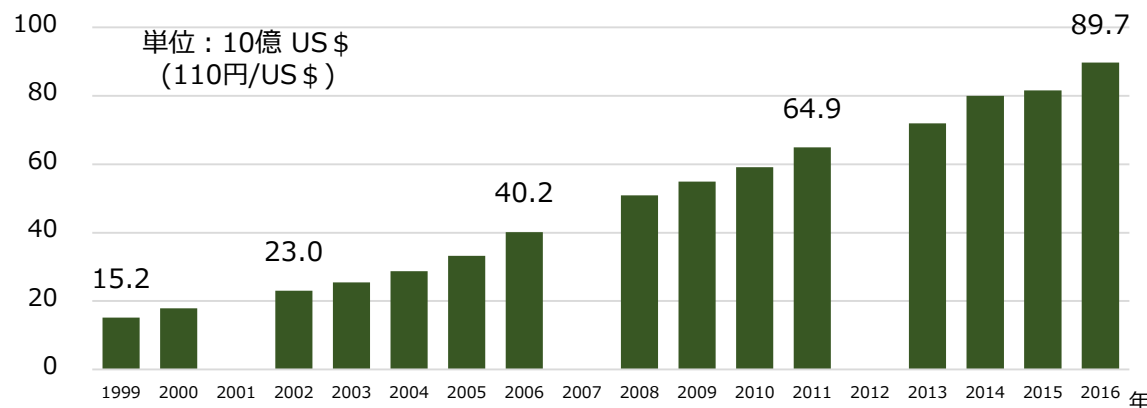
※SDGsアクションプラン2019  
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/actionplan2019.pdf>)  
SDGs実施指針より

※アイフォームジャパンの資料をもとに農業環境対策課作成

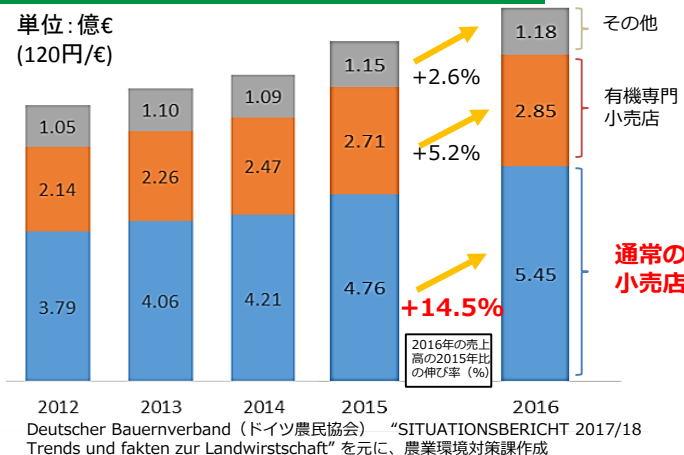
## 2-1. 有機食品市場①世界の状況

- 世界の有機食品売上は年々増加しており、2016年では約897億ドル（約9.9兆円/1ドル=110円）。
- アメリカの有機食品売上は世界全体の46%を占める。地域別には、北米と欧州で世界の有機食品売上の約90%を占める。
- ドイツでは有機専門でない通常の小売店での売上が近年上昇傾向にある。フランスにおいても同様の傾向。
- 1人あたりの有機農産物消費額の世界平均は11.3€、スイスや北欧諸国で高くなっている。

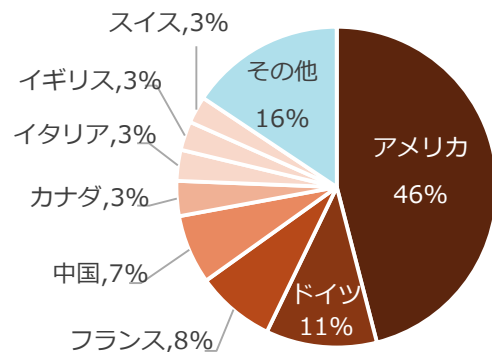
### 世界の有機食品売上の推移



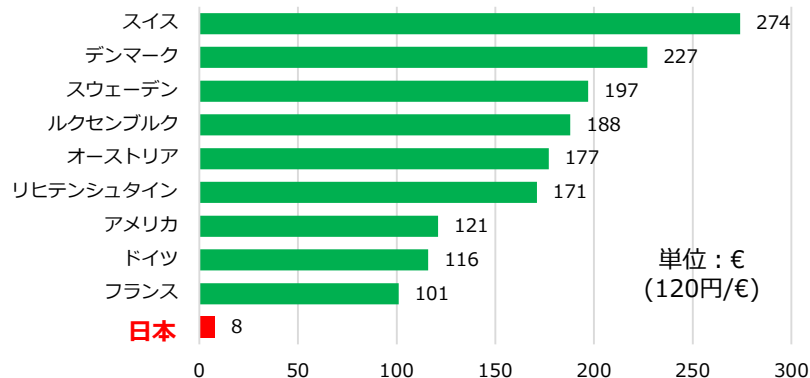
### ドイツの小売業態別有機食品売上の推移



### 国別の有機食品売上額の割合(2016年)



### 1人あたりの年間有機農産物消費額



## 2-2. 有機食品市場②日本の状況

- 我が国の有機食品の市場規模は、2009年に推計された1,300億円が採用されてきたところ。
- 今般、2017年消費者アンケート調査の結果を基に、前回調査と同様の推計方法によって、我が国の有機食品の市場規模は1,850億円と推計した。

### 2009年推計結果との比較

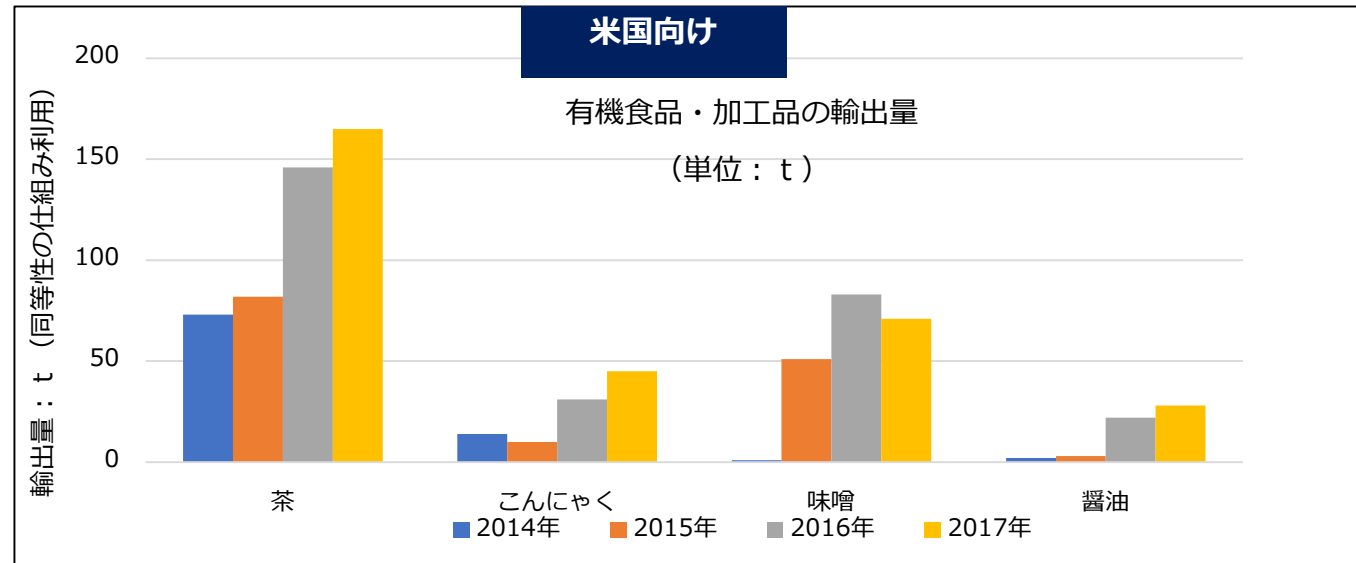
市場規模を推計した年度	2017年	2009年
①「ほとんどすべて「有機」を購入している」者の一世帯当たり月平均有機食品の購入金額（円）	10,750円	11,800円
②「ほとんどすべて「有機」を購入している」者の割合（%）	1.68% 注1	0.90%
③日本全国の世帯数（世帯）	5,340万世帯	4,900万世帯
④日本全国の「ほとんどすべて「有機」を購入している」者の有機食品購入金額（円）	<b>1,157億円</b> 注2	<b>624億円</b>
⑤日本全国の有機食品市場規模の推計（円）	<b>1,850億円</b>	<b>1,300億円</b>

注1：17.5%×9.6%

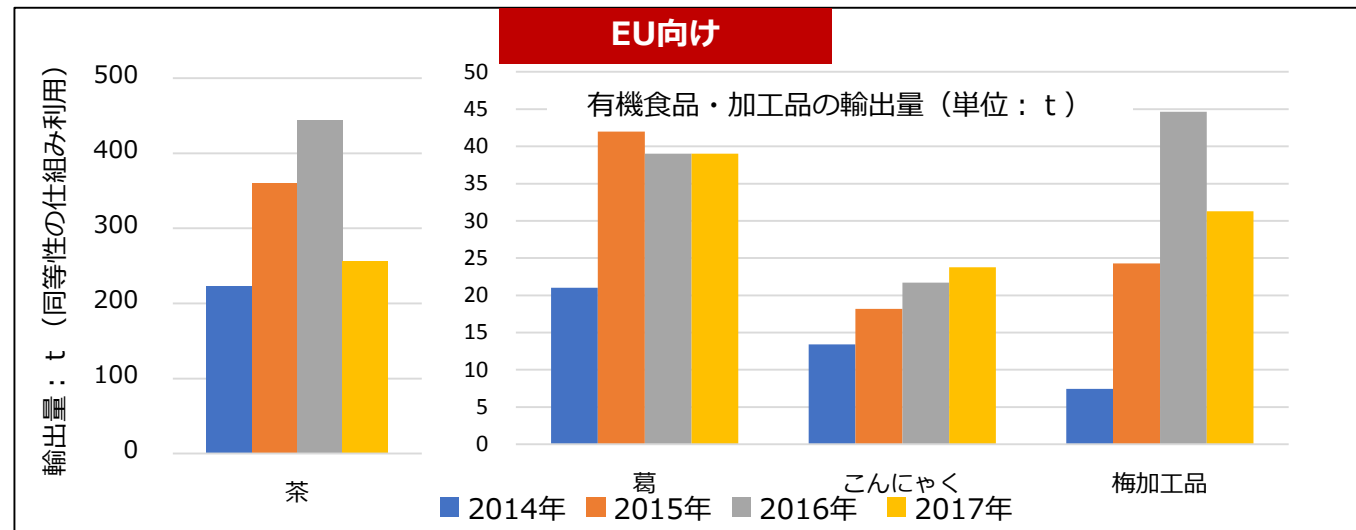
注2：10,750円×12月×1.68%×5,340万世帯

## 2-3. 有機食品市場③米国、EU向け有機JAS認証取得品目の輸出数量の推移

### 米国向け輸出数量の推移



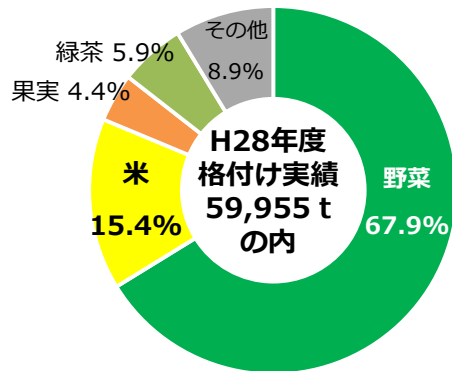
### EU向け輸出数量の推移



## 2-4. 有機食品市場④有機JAS認証取得農産物の国内外での格付け状況

- 国内で有機JAS認証を取得した農産物（格付けされた有機農産物）は年間約6万トンで、H28年度では約7割が野菜、2割弱が米。国内の農産物総生産量のうち有機農産物が占める割合は、茶は4～5%だが、野菜や大豆は0.3～0.5%、米や麦は0.1%に過ぎない状況。
- 海外から日本に輸入される有機農産物は年間3～4万トンで、大豆と果実が過半を占める。他方、海外で格付けされ日本に輸出されていない有機農産物は223万トン（海外で格付けされた有機農産物の98.6%）。
- 麦、そば、大豆では、外国で格付けされ日本に輸入されるものが多いが、野菜は、海外で格付けされて日本に輸入される量は少ない。他方、野菜缶詰等、野菜水煮、果実飲料等は外国で格付けされ日本へ輸入される量が多く、野菜は海外で加工されてから輸入される量が多いと推測される。

### 区分別格付け実績（国内）の割合（H28）



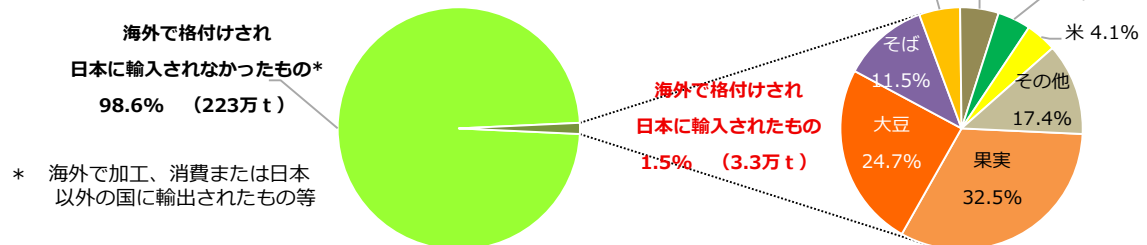
### 総生産量に対する有機JAS（国内）の割合\*（H28）

区分	総生産量 (千t)	格付数量 (国内)(t)	有機JAS 割合*
野菜	11633	40683	0.35%
米	8550	9250	0.11%
麦	961	938	0.10%
大豆	238	945	0.40%
茶	77.1	3533	4.58%

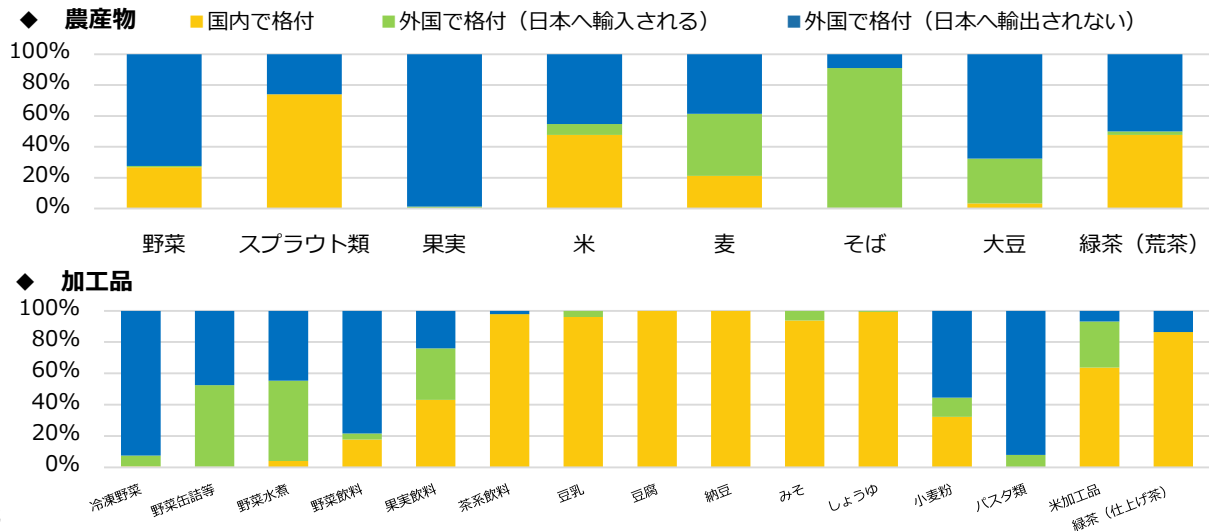
\* 各区分における国内総生産量に対する有機JAS格付数量の割合

※全て「有機農産物等の格付実績及び有機ほ場の面積」をもとに農業環境対策課作成

### 海外から日本に輸入される有機農産物の品目の内訳（H28）



### 区分別の格付け実績の特徴（H28）

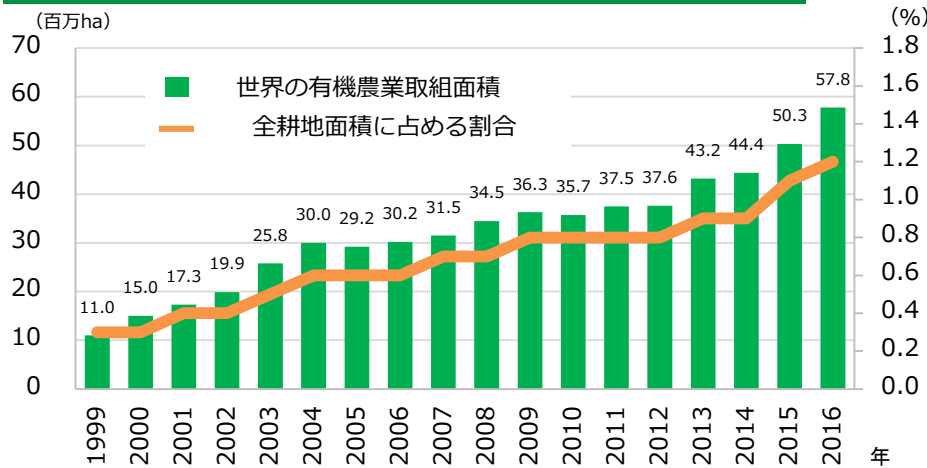




# 3-1. 有機農業の取組面積①世界の状況

- 世界の有機農業の取組面積は、1999年から2016年の間に約5倍に拡大、全耕地面積に対する有機農業取組面積割合は約1.2%（2016年）。
- 畑や樹園地は、安定的に面積が拡大しており、2012年以降（主に豪州で）草地の面積拡大が顕著に。
- 有機農業の取組面積割合は、欧州諸国では高い一方、アメリカや中国では面積割合は低く1%に満たない。

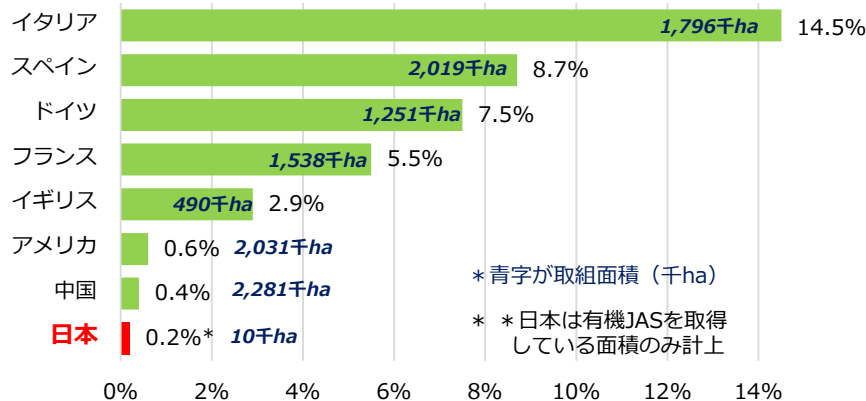
世界の有機農業取組面積、および全耕地面積に占める割合



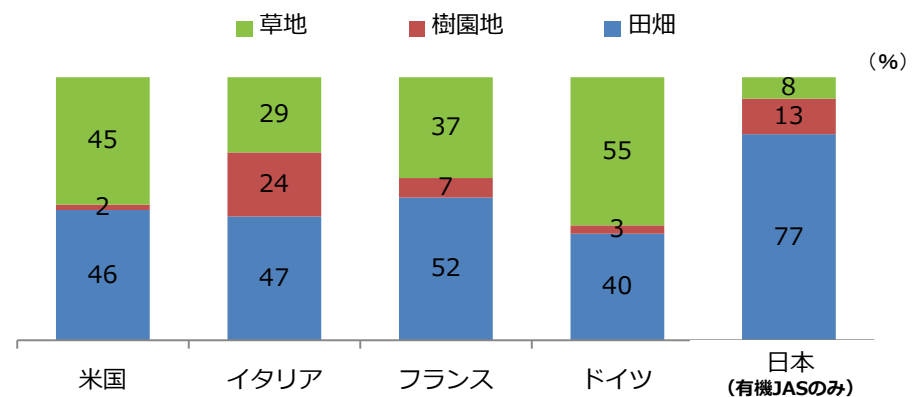
地目ごとの有機農地面積の変化

地目	2004年 (百万ha)	2008 (百万ha)	2012 (百万ha)	2016 (百万ha)	2004→2016 面積拡大割合
田畑	3.5	5.1	8.0	10.6	約5倍
樹園地	0.9	2.0	3.2	4.5	約3倍
草地	21.8	22.3	22.6	38.0	約1.7倍

耕地面積に対する有機農業取組面積と面積割合（2016年）



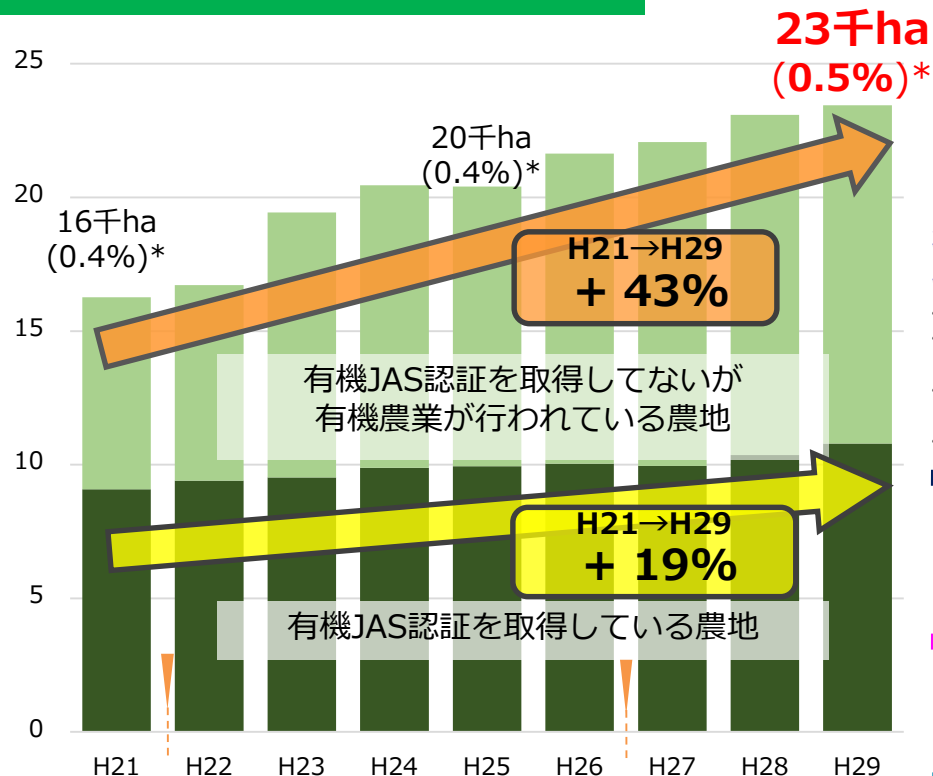
各国の有機農業面積に対する地目別の割合（2016年）



## 3-2. 有機農業の取組面積②日本の状況

- 有機農業の取組面積は、有機JAS認証を取得していない農地を中心に緩やかに増加しており、総面積は、依然我が国の耕地面積の0.5%（約23千ha（H29））という状況。

### 有機農業の取組面積\*（全国合計）



・（ ）内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

※ 有機JAS認証取得農地面積は食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：有機JASを取得していない農地面積は、H21年、22～26年、27～29年度で調査・推計方法が異なる。また、都道府県ごとにも集計方法が異なる。）

※※ H30年度の有機農業の取組面積にかかる実態調査（農業環境対策課実施）の結果、複数の県で、H27年度以降の「有機JASを取得していない農地面積」が修正されたため、H30年12月より、H27年度以降の有機農業の取組面積合計値を修正。

23千ha  
(0.5%)\*

H21→H29  
+ 43%

H21→H29  
+ 19%

有機JAS認証を取得していないが  
有機農業が行われている農地

有機JAS認証を取得している農地

### 有機農産物の日本農林規格をみたく「有機農業」

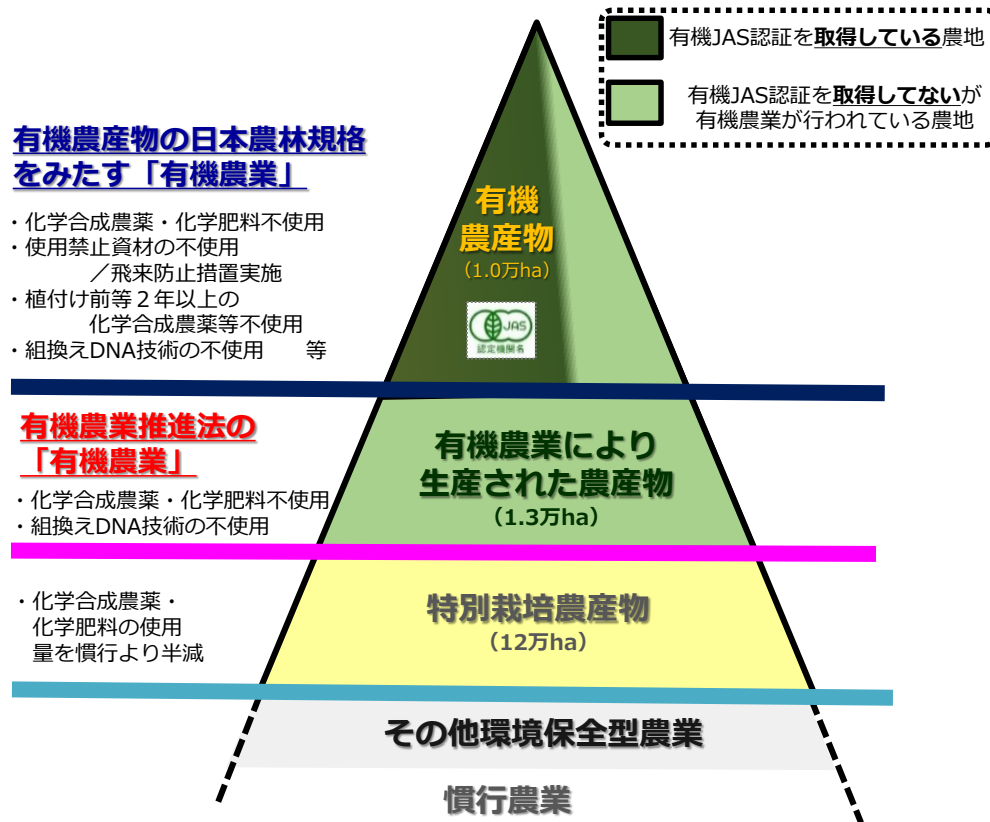
- ・ 化学合成農薬・化学肥料不使用
- ・ 使用禁止資材の不使用  
    ／ 飛来防止措置実施
- ・ 植付け前等2年以上の  
    化学合成農薬等不使用
- ・ 組換えDNA技術の不使用 等

### 有機農業推進法の「有機農業」

- ・ 化学合成農薬・化学肥料不使用
- ・ 組換えDNA技術の不使用

- ・ 化学合成農薬・  
化学肥料の使用  
量を慣行より半減

- 有機JAS認証を取得している農地
- 有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地

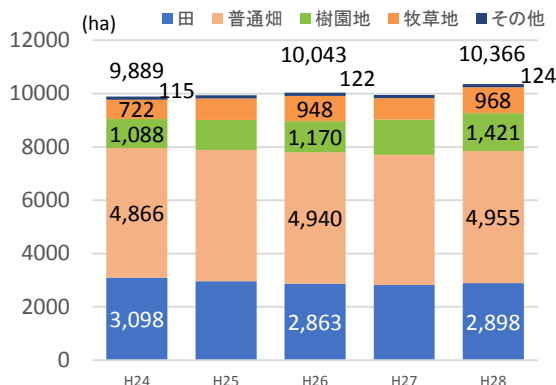


# 3-3. 有機農業の取組面積③有機JAS認証取得農地

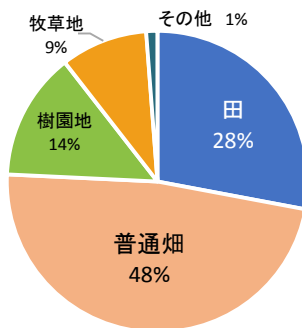
- 有機JAS取得農地の地目別の割合は、近年大きな変動はなく、H28年では約30%が田、約50%が普通畑、約15%樹園地、約10%が牧草地となっている。
- 有機JASを取得している農地は、北海道の普通畑が全体の約2割を占め最大。東北や北陸では田が多く、東京近郊は普通畑が、西日本は普通畑や樹園地が多い。
- 都道府県別では、田では、全耕地のうち有機JASを取得している農地の割合は最大でも0.3%程度。他方、普通畑や樹園地では全耕地の1.0%以上で有機JASを取得している府県も存在（島根県の普通畑では3.0%以上が有機JASを取得）。

## 有機JAS取得農地の地目別の面積割合（全国）

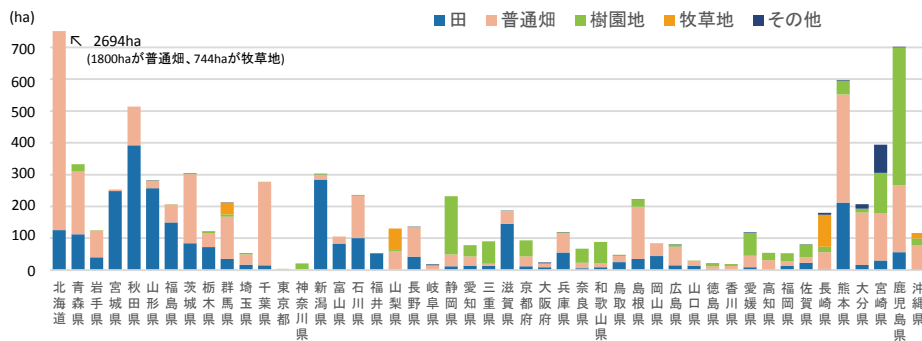
▼ 有機JAS取得農地の地目別面積の推移



▼ 平成28年度有機JAS取得農地の地目別面積割合

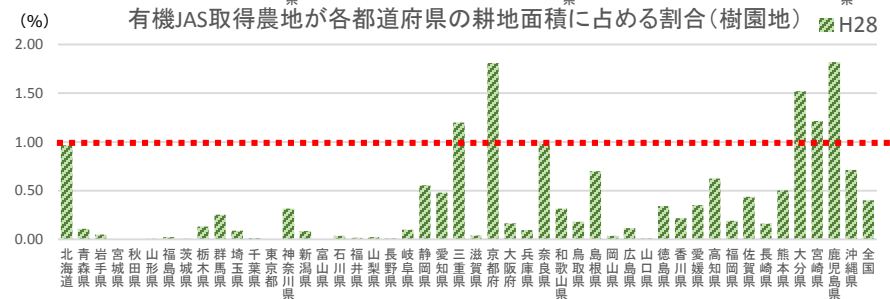
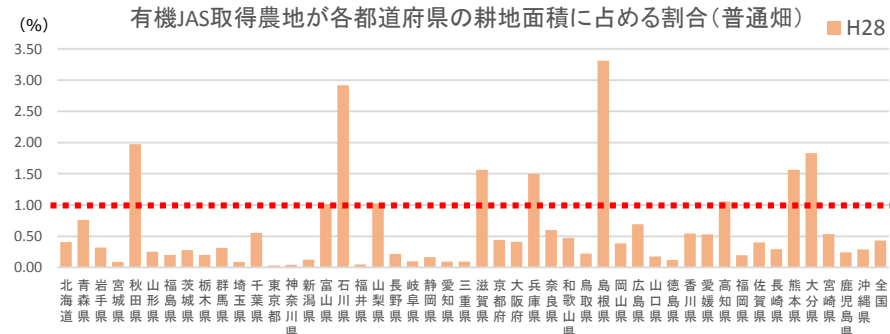
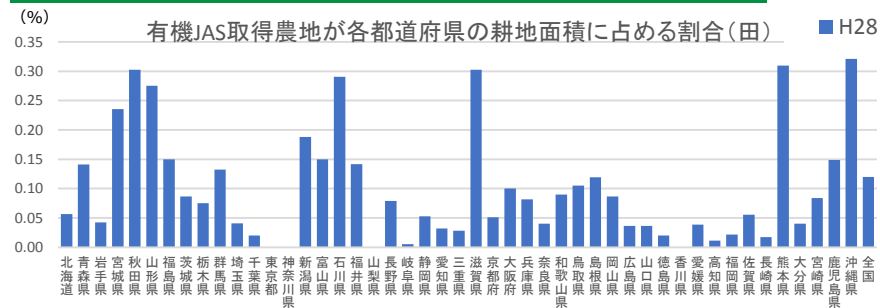


## 有機JAS取得農地面積(H28 各県別)



出典：全て農林水産省HP 「有機農産物等の格付実績及び有機ほ場の面積」

## 有機JAS取得農地の地目別の面積（H28 地目別）



# 4-1. 有機農業に取り組む生産者①状況

- 平成22年時点で、有機JAS取得農家は約4,000戸、有機JASを取得せずに有機農業に取り組む農家は約8,000戸と推定。
- 平成28年時点で、有機JASを取得している農家数は、北海道、熊本県、鹿児島県で200戸を超えており、13道県で100戸以上。ただし、その総数は、全農家数の減少と同様に経年的にはやや減少。
- 他方、新規参入者\*のうち有機農業に取り組んでいる者は2～3割と高い傾向。

## 有機農業に取り組んでいる農家数と平均年齢・年齢構成 (H22)

\* ( ) 内は総農家数に対する割合

全国の総農家数	2,528,000 戸	
有機農業に取り組んでいる農家戸数	12,000 戸	(0.5%)*
有機JASを取得している農家戸数	4,000 戸	(0.2%)*
有機JASを取得していない農家戸数	8,000 戸	(0.3%)*

資料：2010年世界農林業センサス、平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課調べ

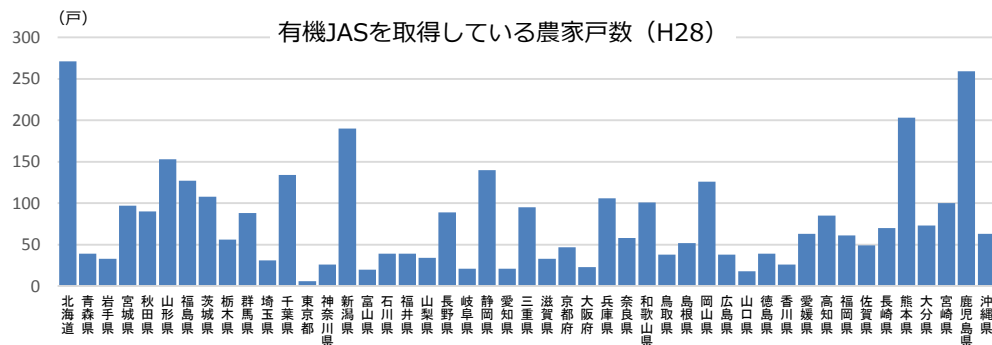
## 新規参入者における有機農業等への取組状況 (H28)

新規参入者数の推移

	新規就農者計 (人)		新規参入者 (人)	
		うち49歳以下		うち49歳以下
平成22年	54,570	17,970	1,730	940
平成25年	50,810	17,940	2,900	2,050
平成28年	60,150	22,050	3,440	2,470

※新規参入者とは、過去1年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等を除く）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者

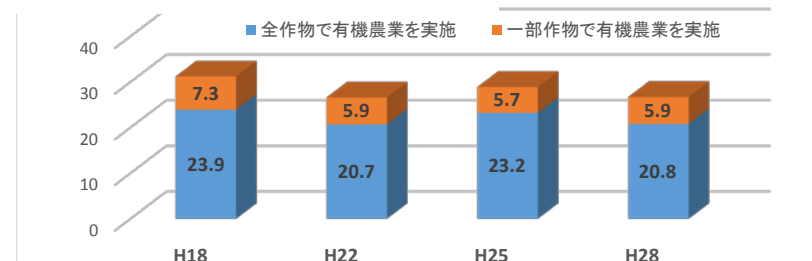
## 都道府県別有機JASを取得している農家戸数 (H28)



農林水産省HP「登録認証機関及び認証事業者」  
「有機農産物等の格付実績及び有機ほ場の面積（H29年度）」を下に農業環境対策課作成

※平成29年新規就農者調査（農林水産省）に基づき農業環境対策課作成

新規参入者のうち有機農業を実施する者の割合

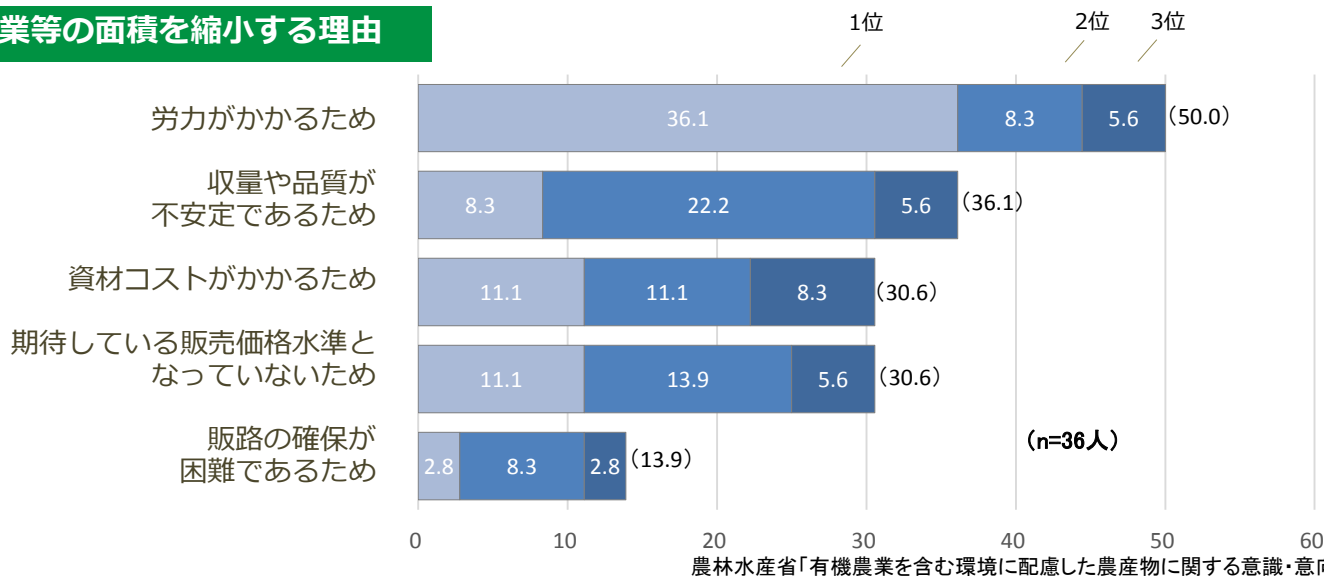


※新規就農者の就農実態に関する調査（H18, H22, H25, H28 全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。調査対象は就農から概ね10年以内の新規参入者。

## 4-2. 有機農業に取り組む生産者②課題

- 有機栽培や特別栽培等を行っている者が取組面積を縮小する際の理由は、「労力がかかる」が最大で、販売価格や販路開拓の課題よりも割合が高い。
- 慣行栽培との経営比較では、有機栽培は特に除草を含む労働時間が慣行栽培より大きい特徴。

### 有機農業等の面積を縮小する理由



### 有機栽培と慣行栽培の経営比較

#### ○水稲の経営状況 (有機と慣行の比較)

品目	10a当たり 収量(kg)	単価 (円/kg)	10a当たり 粗収益 (千円)	10a当たり 経費 (千円)	10a当たり 所得 (千円)	10a当たり 労働時間 (h)	うち除草
有機	420	430	181	112	69	31	7.0
慣行	518	188	97	75	22	22	1.3

#### ○露地にんじんの経営状況 (有機と慣行の比較)

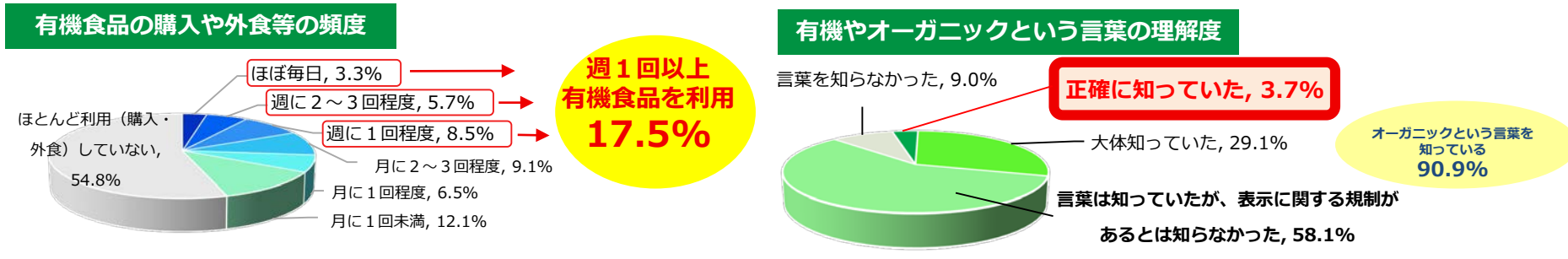
品目	10a当たり 収量(kg)	単価 (円/kg)	10a当たり 粗収益 (千円)	10a当たり 経費 (千円)	10a当たり 所得 (千円)	10a当たり 労働時間 (h)	うち除草
有機	3,000	120	360	150	210	222	21.0
慣行	3,986	89	356	142	214	172	15.3

注)「有機」は、NPO法人有機農業参入促進協議会が収集した実経営データ(H22年時点)  
「慣行」は大臣官房統計部の生産費調査(水稲)、H19品目別経営統計(野菜、果樹)

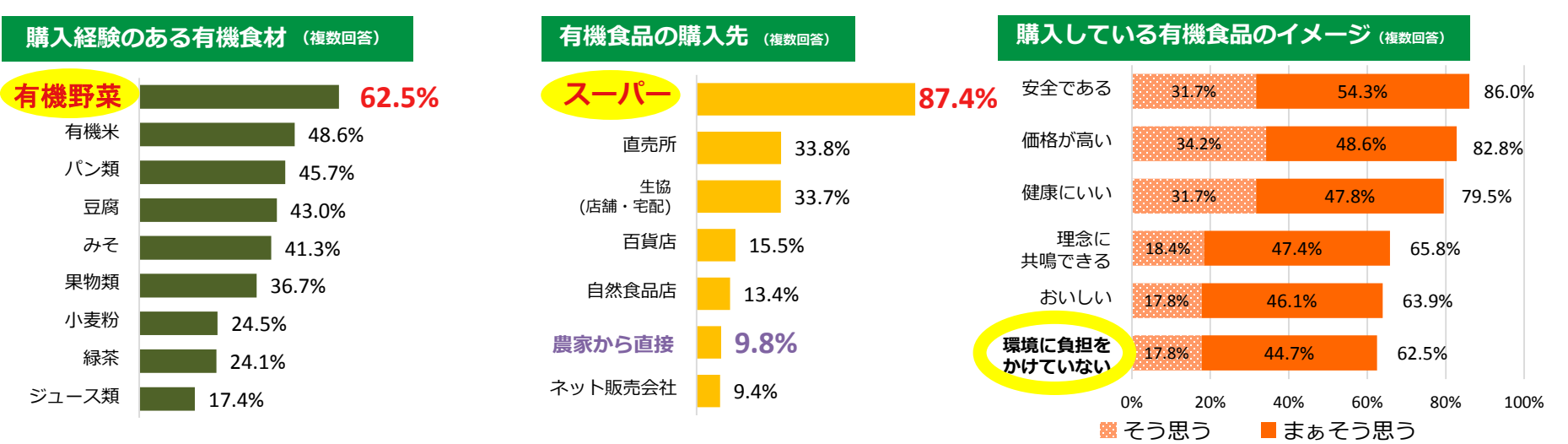
# 5-1. 有機農産物の流通・消費動向①消費者の意識・購買状況

- 消費者の17.5%が、週に1回以上有機食品を利用（購入や外食）しており、約9割が有機やオーガニックという言葉を知っているものの、表示に関する規制の認知度は低い。
- 「週に一度以上有機食品を利用している」者では、
  - (1) 「有機野菜」を購入したことがある者が6割で最大だが、約半数がパン、豆腐、みそ等の加工品を購入している。
  - (2) 約9割がスーパーで有機食品を購入しており、農家から直接購入している者は約1割。
  - (3) 有機農産物に対するイメージは「安全である」「価格が高い」「健康にいい」が主だが、「環境に負担をかけていない」との回答も6割。

国内の16歳以上の一般消費者を対象に調査 (n=4,530)



週に1回以上有機食品を利用する16歳以上の一般消費者を対象に調査 (n=523)



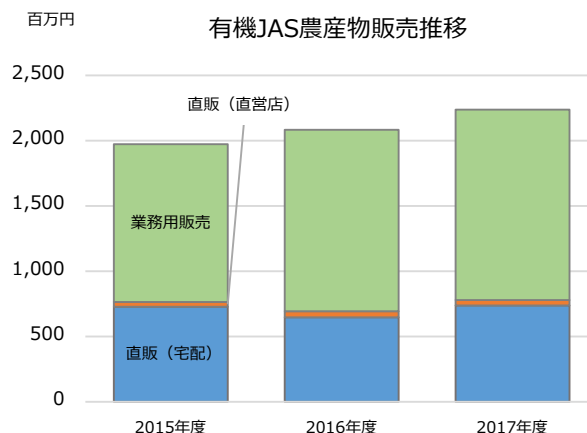


### オーガニック専門スーパー ビオセボンが12号店まで出店！

2016年12月にオーガニック専門スーパー「Bio c'Bon」(@港区麻布十番)を開店させたビオセボン・ジャパン(株)は、2019年6月までに東京都内や神奈川県内で12号店まで続々と開店。

### 有機宅配業者の動向 ～バイオ・マーケットの例～

関西を中心に有機農産物の宅配事業を展開する(株)バイオ・マーケットは、有機JAS認証を取得した農産物や加工品を販売。卸やネットショップ、京阪地域の学校給食への提供等にも取り組み、農産物の売上げを増加。



### ホテルでの活用も ～スーパーホテルの例～

(株)スーパーホテルでは、7年前より全国約130店舗の朝食のサラダの全量(一部エリア除く)を有機JAS認証を取得した野菜に。有機野菜は、グリーン倶楽部(株)を通じて仕入れている。

また、各店舗では野菜の産地情報も公開し、消費者と生産者をつなぐ取組も実施。

# 6-1. 予算の概要①有機農業の推進

【平成31年度予算概算決定額 2,458 (2,436) 百万円】  
 【平成30年度第2次補正予算額 152百万円の内数】

## <対策のポイント>

有機農業は、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことなどを基本とする農業で、農業の自然循環機能を大きく増進させるとともに、環境への負荷を大きく低減するものであることから、その面的拡大に向けた取組を支援します。

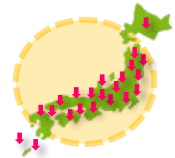
### 1 有機農産物安定供給体制構築事業 98 (76) 百万円

有機農業の面的拡大と有機農業により生産された農産物の安定的な供給体制を構築するため、有機農業者のネットワーク構築や実需者との意見交換等の**オーガニックビジネスの実践拠点づくり**、**販売戦略の企画・提案**、**自治体間のネットワーク構築**等を支援

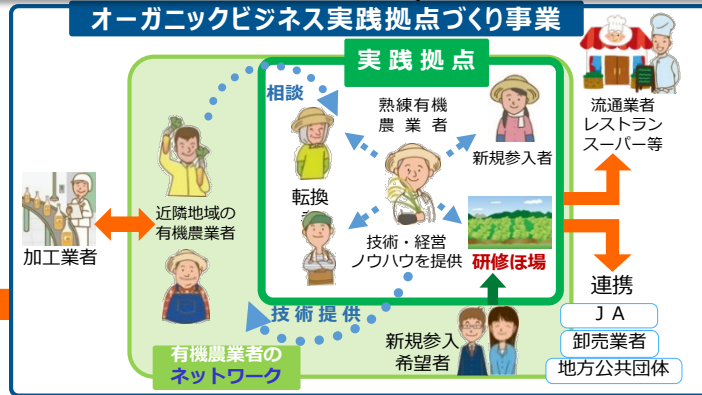
#### オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

補助率：定額、1/2  
 事業実施主体：協議会

- ①有機農業者のネットワーク構築、関連事業者や実需者との意見交換、**新規参入者向け研修ほ場の設置**の取組等を支援
- ②**熟練有機農業者が行う現地指導**の取組を支援



全国に実践拠点を  
 つくり有機の  
 生産力・供給力  
 をアップ!



#### 全国推進事業

補助率：定額  
 事業実施主体：民間団体等

オーガニックビジネスの拡大支援のため、**オーガニック・プロデューサーによる実需との商談**、**有機農産物等の特徴や表示の啓発支援**、**学校給食への活用**などの取組を共有する**自治体間のネットワーク構築**等を支援

#### 全国推進事業

実践拠点の  
 取組を支援

オーガニックビジネスの拡大支援 消費者の理解増進  
 有機産地・関係自治体の連携促進

### 2 国際認証取得等支援事業 (30年度第2次補正予算) 152百万円の内数

農産物の輸出拡大に向け、**農業者等による有機JAS認証の取得**、**商談**、**商品開発**、**農業機械リース**の取組を支援

補助率：定額、1/2  
 事業実施主体：民間団体等

### 3 環境保全型農業直接支払交付金 2,360 (2,360) 百万円

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止**や**生物多様性保全**に効果の高い有機農業などの営農活動を支援

#### 【事業の概要】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて**地球温暖化防止**や**生物多様性保全**に効果の高い営農活動 (**有機農業の取組**、**カバークロップ**(緑肥)の作付等)に取り組み場合に、追加的コストを支援



#### 【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

#### 【支援の対象となる農業者の要件】

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 国際水準GAPを実施していること  
 ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取り組むこと

#### 【交付単価※】

**有機農業に取り組む場合**：8,000円/10a  
 (ただし、そば等の雑穀・飼料作物は3,000円/10a)

※本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。  
 申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

#### <3の事業の流れ>



【お問い合わせ先】生産局農業環境対策課  
 1、2の事業：03-6744-2114、3の事業：03-6744-0499

#### <1の事業の流れ>



#### <2の事業の流れ>





## <対策のポイント>

EU諸国等に対する有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、**有機JAS認証及びGAP認証の取得や商談等の取組を支援**します。

## <事業の内容>

### 1. 有機JAS認証取得等支援

- 有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、**農業者等による有機JAS認証の取得や、輸出向け商談、商品開発、農業機械リースの取組を支援**します。

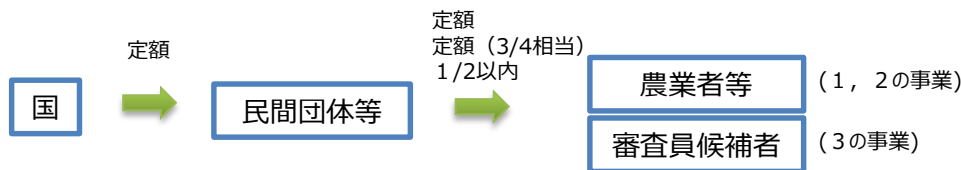
### 2. GAP認証取得等支援

- 農産物の輸出拡大に向け、**農業者等によるGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP）の取得や、輸出向け商談、農業機械リース等の取組を支援**します。

### 3. GAP認証審査員育成支援

- GAP認証取得拡大のボトルネックとなっているGAP認証審査員の確保に向け、**審査員候補者に対する研修受講を支援**します。

## <事業の流れ>



### 1及び2 有機JAS認証、GAP認証取得等支援

ア 支援対象者（全国農業改良普及支援協会が実施する公募により採択）

農業者、農業団体、農畜産物の生産を行う事業者、有機加工食品の製造業者等

イ 支援内容及び補助率

#### (ア) 有機JAS認証取得等支援

- ①有機JAS認証の新規取得 **【必須】**
- ②商談 **【必須】**
- ③商品開発
- ④機械等のリース導入

【補助率】

- ①～③：定額、
- ④：1/2以内

#### (イ) GAP認証取得等支援

- ①GAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP）の新規取得 **【必須】**  
（取得のための機械等のリース導入を含む。）
- ②商談 **【必須】**

【補助率】

- ①：定額（上限有り）。機械等のリース導入は1/2以内
- ②：定額

ウ 支援対象者の要件

(ア) GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト※に登録すること

(イ) 輸出に関する取組目標（新規輸出、輸出増、商談会展等）の目標を設定すること等

※ <https://www.gfp1.maff.go.jp/>

### 3 GAP認証審査員育成支援

ア 支援対象者（全国農業改良普及支援協会が実施する公募により採択）

GAP認証審査員になるために必要な学歴等を有している者

イ 支援内容

GAP認証審査員になるために必要な研修等の受講料及び旅費 **【補助率：定額】**

【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課

（1の事業） 有機農業推進班（03-6744-2114）

（2、3の事業） GAP推進グループ（03-6744-7188）

# 7-1.有機農業の推進に関する農林水産省の取組

## ①平成30年度オーガニック・ビジネス実践拠点づくりの実施状況

### 実施地区一覧

- 1 大空町有機農業推進協議会（北海道）
- 2 豊浦町オーガニック・エコ農産物推進協議会（北海道）
- 3 J Aみどりの有機農業推進協議会（宮城県）
- 4 オガニック農業推進協議会（秋田県）
- 5 小川町有機農業推進協議会（埼玉県）
- 6 自然と共生する里づくり連絡協議会（千葉県）
- 7 千葉県有機農業推進協議会（千葉県）
- 8 小田原有機の里づくり協議会（神奈川県）
- 9 湘南オーガニック協議会（神奈川県）
- 10 とやま有機・エコ農業パワーアップ協議会（富山県）
- 11 知多の恵み（愛知県）
- 12 京都オーガニックアクション（京都府）
- 13 丹波市有機の里づくり推進協議会（兵庫県）
- 14 神戸オーガニック・エコ農業推進協議会（兵庫県）
- 15 那賀地方有機農業推進協議会（和歌山県）



- 16 安来農林振興協議会やすぎ有機農業推進プロジェクト（島根県）
- 17 小松島市生物多様性農業推進協議会（徳島県）
- 18 南島原市有機農業推進協議会（長崎県）
- 19 くまもと県有機農業推進協議会（熊本県）
- 20 宮崎県有機農業連絡協議会（宮崎県）
- 21 かごしま有機農業推進協議会（鹿児島県）

- 平成30年度にオーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業を活用し、実践拠点づくりに取り組んでいる全国各地の事例等を共有する、オーガニックビジネス実践拠点連携セミナーを開催しました。

### オーガニックビジネス実践拠点連携セミナー

日時：平成31年2月26日  
場所：TKP虎ノ門駅前カンファレンスセンター  
来場者：71名（自治体、生産者、流通・卸関係者など）



### オーガニック・ビジネス実践拠点における取組事例紹介

各地の実践拠点づくりの取組を紹介。

- ① 自然と共生する里づくり連絡協議会（千葉県いすみ市）
- ② とやま有機・エコ農業パワーアップ協議会（富山県）
- ③ 宮崎県有機農業連絡協議会（宮崎県）
- ④ 神戸オーガニック・エコ農業推進協議会（兵庫県神戸市）
- ⑤ 京都オーガニックアクション協議会（京都府）
- ⑥ 丹波市有機の里づくり推進協議会（兵庫県丹波市）

### 実践拠点による取組紹介



当日の資料等の情報はこちら ▶ [http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youuki/ogabiz\\_seminer.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youuki/ogabiz_seminer.html)

### 全国推進事業における取組事例紹介

実践拠点の取組を支援する全国単位での事業の取組を紹介。

各地域の取組の内容は次ページへ

# 7-1.有機農業の推進に関する農林水産省の取組

## ①オーガニック・ビジネス実践拠点づくりの実施状況

### とやま有機・エコ農業パワーアップ協議会（富山県）

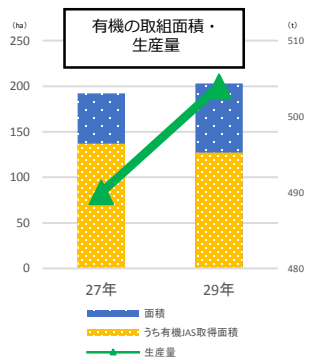
#### 《取組の特徴》

- ・実証ほの設置・技術研修会の開催
- ・ニーズ調査や産地育成指導による販売力の強化 等



▲水田用除草機の実演会

#### 《取組の成果》



#### 《取組のポイント》

- ✓ 生産者等の理解を深めるため、**水田除草機の実演会**を開催するとともに、**実証ほを設置し、除草効果や収量への影響を検証。**
- ✓ 首都圏の実需者のニーズの高い品目や価格等の情報収集を実施。また、**首都圏のアドバイザーを産地に招き、有機農産物の県外出荷や加工販売のポイントについて学ぶ産地指導**を実施。



▲県内スーパーの顧客を対象とした生き物調査

### 自然と共生する里づくり連絡協議会（千葉県いすみ市）

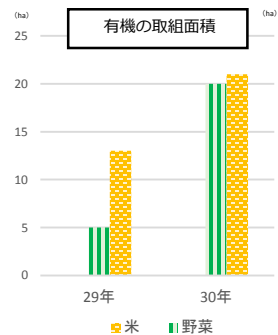
#### 《取組の特徴》

- ・新規就農者・転換者対象の土づくり実証や栽培指導の実施
- ・学校給食への有機野菜導入 等



▲太陽熱養生処理実習の様子

#### 《取組の成果》



#### 《取組のポイント》

- ✓ **新規参入・転換者3名**を対象に、熟練農業者による**栽培指導**を7月～12月の間実施。
- ✓ 学校給食において、**地場産有機米全量**使用に続き、**地元直売所と連携した地場産有機野菜の供給体制を構築。**



▲農業体験を通じた環境教育

### 京都オーガニックアクション協議会（京都府）

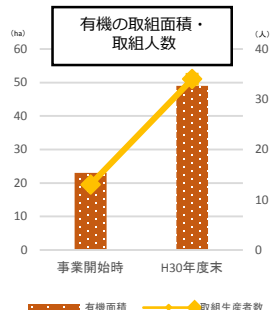
#### 《取組の特徴》

- ・共同物流便運行と農産物生産販売計画・取引データ共有
- ・生産者／実需者の意見交換会および相互訪問 等



▲生産者同士の技術研鑽

#### 《取組の成果》



#### 《取組のポイント》

- ✓ farmOを活用し、会員80名のうち、30名が**生産や受発注の状況を共有し、実需者が共同購入。**
- ✓ メンバーの業者が連携し、**集荷ステーションを設置することでシェア物流便を運行を開始し、物流コストや労働力の低減を目指す。**



▲集荷拠点づくり

### 宮崎県有機農業推進協議会（宮崎県）

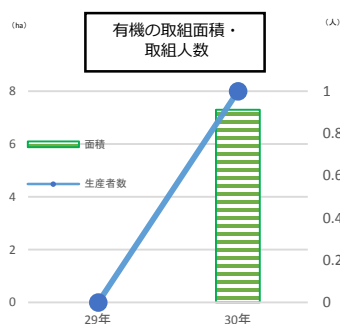
#### 《取組の特徴》

- ・転換者等を対象にした技術実証展示ほの設置
- ・県内農家800名以上を対象に有機JAS認証取得意向アンケートを実施し、取組をより効果的に 等



▲実証ほの設置

#### 《取組の成果》



#### 《取組のポイント》

- ✓ 有機農業を始める方を対象に、**有機栽培技術実証展示ほ（ゆず等）を設置し、8～3月の間栽培指導**を実施。
- ✓ 有機農業の先進事例を調査し、**現在事例集を作成中。**



▲県内外での調査の様子

# 7-2. 有機農業の推進に関する農林水産省の取組②新規参入・転換支援／販路拡大支援

## 有機農業への参入促進に関する情報提供や研修会の開催

### ➤ 経営指標

品目別、地域別に、有機農家における労働時間、作業体系、営農データ等を整理

### ➤ 有機農業をはじめようシリーズ

有機農業に必要な経営力、土づくり技術、地域の取組、研修を受け入れのための心得などを伝える冊子集を作成

### ➤ これら内容を周知するセミナー等を開催



## マッチングフェアの開催や消費者向けのセミナーやイベント実施を支援

### ➤ マッチングフェアへの出展支援

大都市圏において、有機農業者の販路確保・拡大を支援するためのマッチングフェアへの有機農業者等の出展を支援

#### <<平成29年度の事例>>

○ アグリフードEXPO東京への出展

日程：平成29年8月23日～24日

場所：東京ビッグサイト

出展者：東日本の有機農家12者



オーガニックコーナーを設置



オーガニック農産物を来場者に紹介

○ アグリフードEXPO大阪

日程：平成30年2月21日～22日

場所：ATCアジア太平洋トレードセンター

出展者：西日本の有機農家12者

### ➤ 実需者向け講習会、消費者向けイベント等の実施支援

有機農産物の利用を拡大するため、大都市圏において、実需者向けの講習会開催を支援。また、有機農業や有機農産物の魅力を伝えるための取組を支援

#### <<平成29年度の事例>>



これからのオーガニック市場規模についての講演（実需者向けセミナー）



オーガニックトレイン（能勢電鉄）

## 7-3. 有機農業の推進に関する農林水産省の取組③優良な取組の顕彰

<<平成30年度の事例>>

未来につながる持続可能な農業推進コンクール（有機農業・環境保全型農業部門）

### 農林水産大臣賞

#### 有限会社 かごしま有機生産組合

面積：275ha（鹿児島県鹿児島市）

構成員：162名

栽培品目：有機野菜、果樹、茶等 約120品目



▲ 会員は162名まで増加



▲ 鹿児島市内の直営店「地球畑」

#### ● 取組のポイント

- 1984年に10名の農家で8haの面積からスタートしたところから、技術研修会等を重ねることで2018年現在、県内全域162名、275haまで拡大。
- 4年前から、ジュース、ドレッシング、ベビーフード、ベジソースなどの加工品の開発・販売に取り組むとともに、昨年度より輸出に向けた取組を開始している。



▲ 勉強会を地道に続けることによる面積の拡大



▲ 加工品の開発・販売による販路の確保

### 生産局長賞

#### 香の宮 F & A（島根県江津市）

面積：1.35ha

構成員：18名

栽培品目：有機葉物野菜



#### ● 取組のポイント

- 東京での就職後、Uターンし新規就農。地域で耕作の継続が困難になりつつある農地を活用し、49棟135aまで面積拡大。
- 「いわみ地方有機野菜の会」と仲間とともに、共同販売会社「(株)ぐり〜んは〜と」を設立し、受注・販売に係る生産者の負担軽減に繋げている。



▲ 耕作の継続が困難になりつつある農地を活用した面積の拡大

### 生産局長賞

#### (株)アグリーンハート（青森県黒石市）

面積：42ha

構成員：8名

取組品目：水稻、大豆、アスパラ、じゃがいも、にんにく



#### ● 取組のポイント

- 平野部で、ドローン等を活用した先進的な栽培を行う一方、中山間地で休耕状態にあった農地を活用し、有機農業を実践。
- 地元テレビ局のレポーターや青森県の「農業教育サポーター」として、県の一次産業や担い手の魅力を情報発信。



▲ 中山間地の水田を再生し、有機JAS認証取得

### 生産局長賞

#### JAみどりのパルシステム米栽培研究会（宮城県遠田郡美里町）

面積：400.8ha

構成員：132名

栽培品目：米、小麦、大豆、たまねぎ



#### ● 取組のポイント

- J Aが中心となることで地域が一体となって、環境保全型農業を地域に定着させたことにより、取組面積は401haまで拡大。
- 消費者を産地に招いた援農体験ツアーや生産者の生産履歴の見える化により消費者との持続的な信頼関係の構築。



▲ 産地交流会の継続により消費者との信頼関係の構築

## 7-4. 有機農業の推進に関する国の取組④自治体ネットワークの構築

- 有機農業を生かして様々な地域振興に取り組む自治体を増やすため、自治体間やこれら自治体と民間企業の連携を促すネットワーク構築に向け、平成30年11月に準備会合を開催。

### 開催概要

日 時：平成30年11月20日  
 場 所：全国都市会館（東京都千代田区）  
 参加者：自治体 23名  
 民間・団体等 42名  
 その他参加者多数



1. 基調講演  
**持続可能な「食と農」における自治体への期待**  
 （東京農業大学「食と農」の博物館 副館長 上岡 教授）

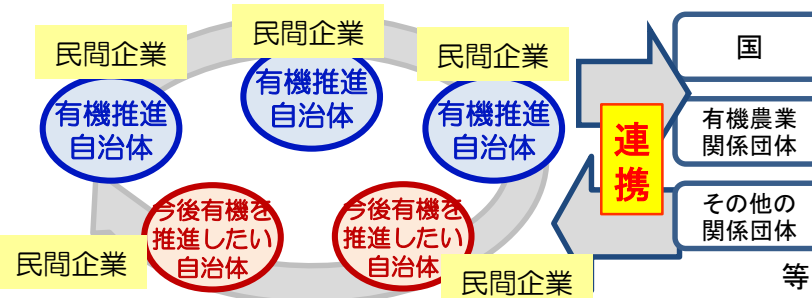
2. 有機農業を生かして地域振興に取り組む  
**全国6つの自治体からの取組発表**



3. **今後の取組に向けた提案**、意見交換
4. ネットワーキング

### 準備会合参加者への提案内容

有機農業自治体ネットワーク（仮称）のイメージ



ネットワーク構築に向けた今後の取組

1. 今次会合後にアンケートを実施し、有志間でメールアドレスを共有、情報交換の場を構築。
2. この取組や成果を広報し、**他の自治体等にも本ネットワークへの参加を呼びかけたうえで、来年度の上半期に、次回会合を開催。**
3. **数年以内を目途**に、ネットワークの枠組、運営方針等を検討・決定し、**自治体主導の自立的な組織に。**